

第2期小国町教育委員会障がい者活躍推進計画

【教育委員会】 令和7年4月1日

目的	「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第7条の3第1項の規定に基づき、小国町教育委員会において障がい者雇用を進めるとともに、障がい者である職員が能力を有効に発揮し職業生活における活躍の推進に関する取り組みを実施するため「小国町教育委員会障がい者活躍推進計画」を策定する。
機関名	小国町教育委員会
任命権者	小国町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年）
障がい者雇用に関する課題	教育委員会の障がい者雇用に関する職員の募集・採用については、一括して町長部局で行っている。 職員の異動等による配置がなされる場合も想定されるため、適宜、町長部局と連携して対応する。
目標	
1 採用に関する目標	町長部局と連携を図りながら、法定雇用率の達成を目指す。
2 定着に関する目標	町長部局に準ずる。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	・ 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員については町長部局の選任に同じ。 ・ 障がい者である職員の相談窓口を総務企画課内に設定する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・ 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、必要に応じ、職務の選定及び創出について町長部局と連携し検討を行う。 ・ 人事評価の個別面談等を活用し、障がい者と業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	・ 相談窓口への相談を随時受け付けるほか、人事評価の面談を通じ必要な配慮等の有無を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けて継続的に必要な措置を講じる。 ・ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ・ 募集・採用にあたっては、町長部局と連携し適正な人事管理に努める。